

案内

相続登記は相続人の義務です

令和6年4月1日に、相続登記が義務化されました。相続したことを知った日から3年以内に相続登記をしましょう。

詳しくは、岐阜地方法務局大垣支局（☎78-3347）へ。



証明書コンビニ交付サービスの一時利用停止

システム更新作業のため、3月26日(水)・27日(木)・28日(金)の終日、マイナンバーカード(個人番号カード)および住民基本台帳カード(住基カード)を使用した「証明書コンビニ交付サービス」の利用ができなくなります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、窓口サービス課（☎47-8764）へ。

春分の日（3月20日）はごみ収集を休みます



問合せ クリーンセンター（☎89-4124）

収集日	もえるごみ	もえないごみ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
3/20 (木・祝)	収集を休みます この日が収集日の区域は、3/24(月)に収集します		

固定資産税 都市計画税 納税通知書の発送

令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書を4月上旬に発送します。

固定資産税は土地・家屋・償却資産を所有している人、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋を所有している人にそれぞれ課税されるものです。内容を確認のうえ、期限までに納めてください。

納税通知書が届かない場合や、内容について不明な点がある場合など、詳しくは課税課へ。

問合せ	課税課固定資産税(土地)グループ	☎47-8168
	課税課固定資産税(家屋)グループ	☎47-8178
	課税課固定資産税(償却資産)グループ	☎47-8158

固定資産の価格の縦覧

- 市内に土地・家屋を所有する納税者が、近隣の土地・家屋の価格と比較して所有する固定資産の価格を確認できるよう、土地・家屋の価格の縦覧を実施します。
- ▶とき／4月1日(火)～30日(水)
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
 - ▶ところ／課税課、上石津・墨俣地域事務所（各地域事務所は各地域のみの縦覧）
 - ▶持ち物／令和7年度の納税通知書・課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの
 - ▶問合せ／課税課固定資産税（土地）グループ（☎47-8168）、または同課固定資産税（家屋）グループ（☎47-8178）へ

審議会などの傍聴ができます		
地域包括支援センター運営協議会 担当：高齢福祉課（☎47-7416）		
3/26(水)	13:30～15:00	市役所3階 会議室3-4、3-5
・令和6年度事業報告について ほか		

国民健康保険 異動の届け出はお早めに

4月は、就職や進学などで異動が多い時期です。次のような異動があった場合は、14日以内に国保医療課または上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所で、異動の手続きを行ってください。手続きの際には、必要書類などを用意していただく場合がありますので、事前に確認してください。

- 職場の健康保険をやめて、国民健康保険に加入するとき
- 国民健康保険から職場の健康保険に加入したとき
- 国民健康保険加入者が転入・転出したときや、転居などで市内で住所が変わったとき

なお、国民健康保険に加入した場合、保険料は届出月からではなく、他の健康保険の資格を喪失した月分から発生します。

また、令和7年度の保険料の通知書（仮算定1～3期分）については、普通徴収（納付書または口座振替）の人には5月中旬に、特別徴収（年金から引き落とし）の人には4月上旬に郵送します。

詳しくは、国保医療課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。

上・下水道 使用開始と中止の連絡はお早めに

引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です（井戸水による下水道使用も含む）。

井戸水による下水道使用の場合で、家族・従業員などの人数に変更があった場合は、早めに水道料金等お客様専用窓口（☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで）へ連絡してください。

また、使用開始・中止する1か月前から3営業日前までの期間は、インターネットによる申し込みが可能です。市HP「上・下水道使用開始・中止お申し込み専用ページ」から申し込んでください。

水道料金などの支払いは、口座振替が便利で安心です。市内金融機関窓口で申し込みができますので、ご利用ください。すでに、上・下水道を利用している人は、インターネットでも口座振替の申し込みが可能（一部金融機関を除く。）ですので、市HP「Web口座振替受付サービスお申し込み専用ページ」から申し込んでください。

上・下水道使用開始・中止
お申し込み専用ページ



携帯電話用 スマートフォン用

Web口座振替受付サービス
お申し込み専用ページ



市HP

問合せ 水道料金等お客様専用電話（☎71-8848）

下水道で快適な日常生活を ～3月31日から下水道利用区域を拡大～

市は、清潔で住みよいまちにするため、下水道の整備をしています。3月31日からは、次の区域で新たに下水道が利用できるようになります。

- ▶大外羽1丁目 ▶友江1丁目・2丁目
▶入方2丁目 ▶青木町 などの各一部区域

下水道が利用できる区域にお住まいの皆さんは、早めに切り替えをお願いします。

工事費用の見積もりや施工は、市下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

また、浄化槽や、し尿汲取り便槽を取り壊す前に市の許可業者へ依頼し、最終清掃を行ってください。

なお、下水道の接続のため、金融機関からの融資を検討している人は、市が利子を負担する利子補給制度がありますので、ぜひご利用ください（工事の着工前に申し込みが必要）。

詳しくは、下水道課（☎47-8714）へ。



排水設備指定
工事店一覧



融資あっせん
利子補給制度